

幼保連携型大塚原認定こども園
分園 認定こども園栗須保育園 園則（運営規程）

（名称）

第1条 社会福祉法人こばと福祉会が設置する幼保連携型認定こども園並びに分園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 幼保連携型大塚原認定こども園

分園 認定こども園栗須保育園

（2）所在地 宮崎県小林市野尻町三ヶ野山1 2 9 4 番地1 5

宮崎県小林市野尻町三ヶ野山4 1 2 3 番地

（施設の目的）

第2条 幼保連携型大塚原認定こども園並びに認定こども園栗須保育園（以下「当園」という）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、乳幼児及び当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 一人一人の子どもの発達に応じて、どの子ども伸び伸びと成長できる保育・教育を目指す。

- 2 すべての園児を平等に教育・保育し、保護者と力を合わせ、保護者が安心して預けられる園となるよう努める。
- 3 地域の中で、地域に見守られる園を目指す。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 子どもの成長に見合う基本的な生活習慣の目標を明らかにし、一人一人の月齢、年齢に応じて教育・保育を行う。

- 2 特に、伸び伸びとした園生活の中で、心身の発達をうながすリズム運動、歌、描画、手遊び等、豊かな感性、表現する力を伸ばす。

(子育て支援)

第5条 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 一時預かり保育事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 休日保育事業
- (4) 未就園児親子支援事業
- (5) 子育て相談事業
- (6) 特別な支援が必要な親子支援
- (7) 放課後学童クラブ事業

(職員の職種及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 主幹保育教諭
- (4) 保育教諭
- (5) 保育士
- (6) みなし保育士
- (7) 子育て支援員
- (8) 看護師
- (9) 調理師
- (10) 栄養士
- (11) 調理員
- (12) 事務員
- (13) 雇員

(職務内容)

第7条 前項に上げる職種の業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 施設長(園長) 1名

教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、
一体的な管理運営を行う。

(2) 副園長 1名

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 主幹保育教諭

園長を補佐し、園務を整理し、主に教育に係る教諭の職員を統括して教育・保育、
保護者への育児相談、地域の子育て支援活動等を実施する。

(4) 保育教諭

教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(5) 保育士

保育課程に基づき、園児に保育を実施する。

(6) みなし保育士

保育教諭、保育士を補佐し、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育
を一体的に実施する。

(7) 子育て支援員

保育教諭、保育士を補佐し、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育
を一体的に実施する。

(8) 看護師

園児の心身の健康管理を行い、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行
うとともに、当園の衛生管理を行う。

(9) 調理師

献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(10) 栄養士

献立の作成、ならびに調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(11) 調理員

調理師を補佐し、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(12) 事務員

園の管理運営に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(13) 雇員

園内の雑務を補佐する。

(教育・保育の提供を行う日)

第8条 教育・保育を行う日は次のとおりとする。ただし、その年度で変更する場合がある。

(1) 1号認定こどもおよび新2号こども

(学期)

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日

夏期休業日 8月10日から8月20日まで

冬期休業日 12月25日から1月5日まで

春期休業日 3月25日から3月31日まで

(2) 2号認定こども及び3号認定こども

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く。

(教育・保育等の提供を行う期間)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間は、7時00分から18時00分の範囲内で、ただし、18時00分から19時00分までの範囲内で延長保育を行う。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、7時00分から18時00分の範囲の8時間以内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、8時間を超えた場合は19時00分まで、土曜日は18時00分までの範囲内の延長保育を行う。

(3) 教育標準時間(最長5時間)は、9時00分から14時00分とする。ただし、7時00分から18時00分までの範囲内で預かり保育を行う。

2 開所時間は次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 7時00分から19時00分まで

(2) 土曜日 7時00分から18時00分まで

(入園)

第 10 条 入園する 1 号 (新 2 号) 認定こどもに該当する子どもの保護者は次の手順により、

入園の手続きを行うものとする。

(1) 保護者は支給認定申請書兼保育所等入所申込書を、当園または市に提出する。

(2) 市からの支給認定を受け、入園が決定する。

2 入園する 2 号 3 号認定こどもに該当する子どもの保護者は次の手順により、入園の

手続きを行うものとする。

(1) 保護者は支給認定申請書兼保育所等入所申込書及び就労証明書を、当園または市に提出する。

(3) 市からの支給認定を受け、入園が決定する。

(登降園)

第 11 条 登降園については、保護者又は保護者が認めた者が付き添うものとする。

(保育内容)

第 12 条 保育内容については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け、計画立案する。

(日課及び年間行事計画)

第 13 条 日課及び年間行事計画については別に定める。

(退園)

第 14 条 利用期間の途中で退園を希望する場合は、原則として 1 ヶ月前までに当園に退園届を提出しなければならない。

(休園)

第 15 条 園児が病気やその他の理由により休園を希望する場合は、当園に申し出るものとする。また、園児の同居家族に伝染病の発生により他の園児に感染する恐れがあると園長が認めたときは、休園を命じることができる。

(保育料及び利用料等)

第 16 条 保育料は、保育の実施を決定した児童について市が定める額とする。延長保育料、一時預かり保育料、給食費等については別に定める。

- 2 納付は、当月利用料を当月末日に現金での徴収を行う。
- 3 利用料の未納が 3 ヶ月以上に及んだ園児については登園を禁止し、さらに未納が続く際は退園を勧告する場合がある。

(利用定員)

第 17 条 利用定員は、次のとおりとする。

大塚原認定こども園

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号(新 2 号)	-	-	-	4 人	3 人	3 人	10 人
2 号・3 号	5 人	5 人	10 人	10 人	10 人	10 人	50 人
合計	5 人	5 人	10 人	14 人	13 人	13 人	60 人

認定こども園栗須保育園

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号(新 2 号)	-	-	-	3 人	1 人	1 人	5 人
2 号・3 号	2 人	2 人	2 人	6 人	6 人	7 人	25 人
合計	2 人	2 人	2 人	9 人	7 人	8 人	30 人

(家庭連絡)

第 18 条 園は保護者と常に密接な関係を保ち、園児の保育方針、成長、栄養状況及び園の運営について、保護者の協力を得るものとする。

(健康管理家庭連絡)

第 19 条 園長及び看護師は、常に入所児童の健康に留意し、年 2 回の健康診断を実施し、そ

の結果を記録するものとする。

(非常災害対策)

第 20 条 園長及び防火管理者は、非常災害及びその他緊迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月 1 回園児及び職員の避難訓練を行うものとする。

2 対策の詳細は別に危機管理及び防災年間計画を定め、それを遵守する。

(緊急時等における対応方法)

第 21 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置)

第 22 条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第 23 条 この規程に変更がでた場合は、速やかに改正するものとする。

附則

この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【別 表】

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

項目	内容
保護者会費	長子 250 円 次子 150 円 三子 100 円/月
教材費	お帳面 体育服 絵本など

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号 (新2号)	預かり保育を利用する場合の給食費(月～金)	月額 4,400円
	教育時間のみ利用する場合の給食費(月～金)	月額 4,000円
2号	月～土利用する場合の給食費	月額 5,000円
	月～金利用する場合の給食費	月額 4,400円
1・2・3号	預かり保育の給食費	1日 250円

別表3 時間外保育に係る利用者負担

(1) 預かり保育利用料

	時間	金額
1号教育標準時間外	月～金 7:00～9:00 14:00～17:00	月額 8,000円
預かり保育利用料	別添資料参考	

(2) 延長保育利用料

	時間	金額
在籍園児(標準時間)	18:00～19:00	100円/30分

在籍園児（短時間）	保育時間8時間超過分	100円／30分
一時預かり延長保育利用料		100円／30分

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。